

No	質問	回答
1	電子契約同意書兼メールアドレス確認書で、契約事務担当者と最終確認者のメールアドレスは同じでもよいですか。	原則は、契約事務担当者と最終確認者は別の方を設定いただく必要があります。かつ、システムの仕様上、メールアドレスも別のものでいただくようお願いします。 ただし、個人事業主等で、契約事務担当者と最終確認者が同一となる場合は、電子契約同意書兼メールアドレス確認書の『【確認者2】最終確認者欄』に1名分の必要事項を記載の上、提出ください。
2	やり取りを行うメールアドレスについては、メーリングリスト宛でやり取りしてもよいでしょうか。	電子契約同意書兼メールアドレス確認書に記載いただくメールアドレスについて、メーリングリストで提出いただくことも可能です。ただし、システムの仕様上、『【確認者1】契約事務担当者』と『【確認者2】最終確認者』を同じメールアドレスとすることはできませんので、ご注意ください。
3	契約事務担当者のメールアドレスは個人ではなく、グループメールで利用しておりますが問題はないでしょうか。	電子契約同意書兼メールアドレス確認書に記載いただくメールアドレスについて、グループアドレスで提出いただくことも可能です。ただし、システムの仕様上、『【確認者1】契約事務担当者』と『【確認者2】最終確認者』を同じメールアドレスとすることはできませんので、ご注意ください。
4	電子契約同意書は契約ごとに提出が必要でしょうか。	原則は、契約の度に提出いただく必要がございます。ただし、毎回同内容での記載となる等、事務が煩雑になる恐れがある場合は、各所属にご相談ください。
5	1件の契約にあたり、メールアドレスは何名まで登録できますか。	1件の契約にあたり、登録上限は設けておりませんが、原則は、契約事務担当者及び最終確認者1名ずつの必要事項を記入の上、提出をお願いいたします。ただし、事業者様側にて確認者の追加希望がある場合は、契約事務担当者欄を追加いただくことも可能です。
6	三者間契約も電子契約可能でしょうか。三者とも同意が必要でしょうか。	三者間契約でも電子契約は利用可能です。なお、三者とも合意が必要となりますので、電子契約同意書兼メールアドレス確認書は、全事業者分の提出が必要となります。
7	契約内容確認者（メール確認者）の最終確認者と上記代表者は異なってもよろしいでしょうか。	契約事務担当者及び最終確認者は、社内規定等により署名する権限を持つ者であれば、必ずしも当該事業者の代表である必要はございません。
8	電子契約に伴い契約書がメールで送付されるとのことですが、契約書に記載される受注者側の契約者名は和歌山県に登録されている代表者名になるのでしょうか。（会社の代表者や契約営業所の代表者名）	紙での契約書において、契約書に記載される契約者名が代表者となっていたところ、電子契約によって契約者が別の者となることはございません。

No	質問	回答
9	電子契約同意書兼メールアドレス確認書は落札者に渡される書類ですか。	電子契約同意書兼メールアドレス確認書は、落札決定等により、県と契約することが決定した事業者様に提出いただくものになります。様式は、行政企画課ホームページよりダウンロードいただけます。 URL: https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/0101001/d00218961.html
10	現在進行中の工事について今後の変更契約はクラウドサインで出来ませんか。	現在進行中の契約についても、変更契約を実施する場合、電子契約にて変更契約が可能です。ただし、今年度中に締結する変更契約については、当初契約が紙となり、管理上、煩雑になる可能性がありますので、発注所属とも十分協議の上、契約方法について検討いただくようお願いします。 ※変更契約自体は、工事関係の契約に関わらず利用いただけます。
11	変更契約などの際は、どのような流れになりますか。	変更契約についても当初契約と同様の流れで電子契約が可能です。
12	今後は警察本部、教育委員会も導入予定ですか。	現時点では、知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局での運用となります。将来的に教育委員会、警察で運用が開始される際は別途お知らせいたします。
13	対象契約について、具体的にできる契約を何点か、できない契約を何点か上げてください	知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局が発注する、以下の①～④以外の契約はすべて電子契約の対象になります。 ①書面による契約が法令等により規定されているもの。 ②契約期間が10年を超えるもの。 ③契約期間の定めがないもの。 ④自動更新規定が設けられているもの。 具体例では、①～④に該当しない委託契約、売買契約等が電子契約可能なもの、①～④に該当する委託契約、売買契約等が電子契約を利用いただけない契約となります。
14	教育委員会の入札ではなく、各学校としての入札の場合(入札書を学校へ提出するもの)は、電子契約対象でしょうか。また、対象だった場合に、電子契約同意書の提出先は各学校という認識で間違いはないでしょうか。	県内各学校との契約に関しても現時点では対象外としております。
15	導入部局の対象がわからないのですが、建設関係の契約は対象外になるのですか。	知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局が発注する契約については電子契約の対象となります。発注元が教育委員会、警察の場合は電子契約の対象外です。
16	随意契約も対象でしょうか。	随意契約も電子契約の対象です。

No	質問	回答
17	契約保証の提出手続きはどうか。	契約保証の電子化に関しては、現在、技術調査課で検討中ですので、電子化対応となりましたらお知らせいたします。
18	導入所属では全ての契約が電子契約の対象か。	導入所属と締結する契約書について、以下の①～④以外の契約はすべて電子契約の対象となります。 ①書面による契約が法令等により規定されているもの。 ②契約期間が10年を超えるもの。 ③契約期間の定めがないもの。 ④自動更新規定が設けられているもの。
19	クラウドサインフリープランにおける保存情報量には制限があるのですか。	クラウドサインのフリープランでは保存容量や保存期間において制限はございません。よって、受信した契約書は無制限・無期限で保存が可能です。
20	締結後、クラウドサイン上で自動保管した場合でも、別途PDFファイルを保管する必要がございますでしょうか？	既にクラウドサインを導入されている事業者様は、契約締結後、自動的にクラウドサイン上に契約書が保存されるため、契約締結完了メールに添付されているPDFファイルの保存は任意です。クラウドサインを導入していない事業者様は、契約締結完了メールに記載されているPDFファイルをパソコン等の任意の場所に適切に保管をお願いいたします。
21	契約書はweb上で確認・同意するのではないのですか。メールにURLが貼り付けているのですか。	クラウドサインから送信されるメールの確認画面に、URLが添付されております。そこからWeb上へ移動し、確認・同意画面を開くことが可能です。
22	契約事務担当者が承認をしないと、最終確認者にはクラウドサインからメールが届かないのでしょうか。	契約事務担当者の承認後に、クラウドサインから最終確認者に対してメールが送信されます。
23	クラウドサインからのメールを見落とす可能性があるため、事前に送信のタイミングを調整いただくことは可能でしょうか。	送信タイミングについて、希望がある場合は、契約締結所属と個別にご相談ください。
24	締結完了のメールは誰に届くのでしょうか。また、契約書のダウンロードは誰ができるのでしょうか。	契約事務担当者及び最終確認者の双方にクラウドサインからメールが届きます。どちらもメールのURLから契約書のダウンロードが可能です。
25	クラウドサインのフリープランを申し込まないと、締結した契約書をクラウド上に自動保存することはできないのでしょうか。	締結した契約書をクラウドサインのクラウド上に自動保存する場合は、クラウドサインのフリープランへのお申し込みが必要です。

No	質問	回答
26	和歌山県説明資料P.5「事務の流れ」で、事業者より電子契約の締結したい旨を連絡とありますが、その旨を伝えなかった場合は通常の紙手交となるのでしょうか。	電子契約により契約を締結したい旨を連絡いただかない場合でも、必ずしも紙での契約締結になるわけではありません。県庁内においても、電子契約の積極的な活用について周知しておりますので、契約締結に係る詳細は担当所属との調整をお願いいたします。
27	すでにクラウドサインにて電子契約を運用しておりますが、建設業の場合、設計書・図面が多くなります。設計書・図面は紙ベースになりますが紐付けはどうなりますか。	設計書や図面等、紙での契約の際に袋としていたものに関しては、全て電子契約での送信が必要となります。もし容量が大きな図面等でクラウドサインで送信出来ない等の場合は、契約締結所属にご相談ください。
28	契約締結日については、電子契約を承認した日になるのでしょうか。	契約日は、契約書に記載されている日付です。契約を実際に締結した日は、和歌山県の承認者が当該契約を承認したタイミングとなります。
29	自治体との契約実績として、これまでは紙の契約書のコピーを提出していました。これからは、PDFファイルを提出することになるのでしょうか。	契約実績の提出にあたっては、電子データでの提出であれば、電子署名、タイムスタンプが付与された契約書データを、紙での提出であれば、印刷した契約書及び電子契約のサービス提供事業者が発行する契約締結の証明書（クラウドサインであれば合意締結証明書）を提出ください。電子契約のサービス提供事業者が発行する契約締結の証明書は、契約を締結した所属に提供依頼をお願いします。なお、和歌山県庁以外に提出する場合は、提出先自治体に確認をお願いいたします。
30	ブラウザ上で契約書の内容を確認について、紙で印刷して確認はできますか。	可能です。クラウドサインから送信されるメールから契約書の確認画面を開き、当該画面から契約書PDFをダウンロード出来ますので、印刷の上、ご確認ください。
31	県庁の担当者は契約書を送る前に決裁を終えているから、事業者が同意した時点で契約成立だと思うのですが、もう一度県の最終承認があるのでしょうか。	県承認者による最終承認は、決裁を終えた契約書案と実際に送信された契約書に相違がないか確認する必要があるため設定しております。
32	クラウドサインへ契約書のPDFファイルをアップロードする作業は、和歌山県庁側で行われるのでしょうか。	契約書のアップロードは、事業者様が電子契約同意書兼メールアドレス確認書を県へ提出後、県側にて実施します。
33	複合機の役務契約ですが、機種名・機械番号・開始メーターを入力された契約書をアップロードされる認識でよろしいでしょうか。	電子契約において、契約書の記載内容に関しては、基本的に紙の契約書と相違ありません。具体的な契約書の内容に関しては、契約締結所属へお問い合わせください。なお、契約書のアップロードは県側にて実施します。